

## 杉並区景観計画（案）に対する区民等の意見及び区の方針

※網掛けの部分は、計画に反映させた区民等意見  
※枝番は、同一人から複数の意見があった場合に記載

意見番号	枝番	意見（全文）	区の方針
1		<p>1 第1章で杉並区が進める景観行政の枠組みをわかりやすく説明することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区が体系的な景観行政に取り組めるようになったのは、景観法に基づく景観行政団体（景観法（以下「法」という。）第7条1項）となったことが出発点となります。</li> <li>・これにより法に基づく景観計画の策定等（法第2章第1節）とこれに基づく措置（届出勧告制による行為の規制等、景観重要建築物や景観重要樹木の指定等、景観重要公共施設の整備等：同法同章第2節～第4節）などを行うことが可能になりました。</li> <li>・まちづくりの分野で従来取り組みが遅れていた景観行政を進めるため、区は平成20年景観条例を策定し、法に基づく景観計画を定めるとともに、法には具体的な規定のない景観計画区域の中で特に重点的に取り組む必要がある景観形成重点地区の指定、届出勧告制の運用手続き、大規模建築物の建築等や公共施設整備に係る事前協議の規定、景観重要建築物、景観重要樹木の指定手続きや支援規定、良好な景観づくりへの寄与に対する表彰規定、運用全般にわたるまちづくり景観審議会の意見聴取などを定めました。</li> <li>・景観計画は、区の景観行政の基本的な考え方を明らかにするとともに、法や条例に規定されたこれらの施策を総合的かつ体系的に展開するために必要なものであり、その内容は法や条例との関わりが理解できるようにわかりやすく記述されるべきであると考えます。</li> <li>・4頁で今回改定の理由の一つに「景観づくりに関心はあるが、区の実情を知っている人の割合が非常に低い」ということを挙げていますが、その原因の一つはこれまでの景観計画が法や条例との関係がある程度知っている人でないと、記載内容の意味がわからないようなものとなっていた点にあるのではないとも思われます。</li> <li>・こうした点を改善するため、第1章「景観計画とは」の中で、景観計画の必要性を法や条例との関わりを明らかにしながら、記載される内容にどのような意味があるのかを説明すべきだと思います。</li> </ul>	<p>計画（案）では、目次とは別に章立ての概要を示すページを設定していましたが、目次との内容の重複を整理することで、より分かりやすい構成とします。</p>
2		<p>2 第2章杉並区の景観特性の記述について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章は地域に根ざした景観計画の方向性を定めるための景観特性を全区的な視点と地域別の視点で整理するもので、第3章の現状と課題分析とともに第4章以降の景観計画の内容を定めるためのベースとなる重要な箇所であると思います。第2章では気になる点が二つあります。一つは景観要素に出てくる地名や施設名の中には地図にきちんと表示されていないものがあるという点です。景観要素として重要なものを記載しているならば、区民とその意識を共有するためにも地図上にもしっかりと明示すべきだと思います。</li> <li>・もう一つは、国の史跡に指定されている荻外荘や東京都選定歴史的建造物に指定されている浴風会本館などが地図上では文化財の記号が付されていないことです。国の史跡に指定されている玉川上水も地図では街路樹の緑色の点線が表示されているだけで、名称表示はなく、凡例にある玉川上水の着色すらありません。国や都の指定であっても景観上重要な価値を持つ景観要素はきちんと表示すべきだと思います。</li> <li>・改めて文章と地図の整合性をチェックして、漏れのないようにして欲しいと思います。併せて、地図を見やすくするため少しでも大きくしてください。凡例などに比べて地図が小さ過ぎます。</li> </ul>	<p>ご指摘を踏まえ、地図の掲載情報については、計画本文との整合性を確保するとともに、地図の大きさを調整します。</p>
3		<p>3 第2章03景観づくりの課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単純な言葉遣いの問題ですが、47頁右段下から4行目「地域らしいまちなみ」は「な」が不要です。また次行の「実現させるため」は区の計画であれば「実現するため」ではないでしょうか。</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり、誤記を修正します。次行については、「（区が）まちなみの形成を区民とともに実現させるため～」としています。</p>
4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・48頁の「住宅地の景観誘導やみどりの創出」に関して、最近建設されている小規模敷地の戸建て建売住宅で建物周囲の外構がどのように整備されているかご存知ですか。宅地内の緑化とは正反対に、駐車場のためにコンクリート舗装され、残された地面は樹木管理の煩わしさ回避や雑草除けのためと思われるが、砂利敷きとされる例が極めて多く見られます。土の地面は全く見えない敷地がどんどん増えています。住宅地の建物周りの緑化を本気で進めるためには、景観行政サイドからも一歩踏み込んだ施策展開が必要なのではないでしょうか。</li> </ul>	<p>「みどりの基本計画」改定と合わせ、今後の検討の参考といたします。</p>
5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・48頁の「商業地の景観形成と誘導」に関して、商店街の多分補助金を活用した街灯整備だと思いましたが、その支柱が歩行者空間を確保するために引かれた路側帯の白線内側の真ん中に立てられ、歩行者は白線の内側を歩けなくなっている事例があることをご存知ですか。</li> <li>・その街灯の光はピンク、青、黄色というように変化するもので、まちなみの美しさを損なうものとか言いようがありません。行政は何故このような歩行者の安全を損ない、景観を乱す街灯整備を補助金や道路占用許可などで支援しているのでしょうか。この改定案で記載されている課題認識からは真逆のことをやっているのではないかと思います。行政内部における良好な景観づくりに対する整合のとれた施策展開ができるようにしてください。</li> </ul>	<p>良好な景観づくりに向けては、景観法・景観条例に基づく施策だけでなく、さまざまな視点から景観づくりに取り組む必要があると考えています。街灯整備についても、景観の観点から配慮を求めると、庁内の連携を図っていきます。</p>
6		<p>4 第6章景観法による行為の規制・誘導について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6章がもっともわかりにくい章となっています。その理由は制度概要の説明が不十分であることがまず挙げられます。それに加え、景観誘導を行う対象区域の区分とそこで行われる行為の種類、規模によって適用される景観形成基準が異なってくる仕組みとなっていますが、仕分け方法の説明がなく適用する基準に整理番号が付されていないこと、さらにそこに景観形成基準の一部として使用される色彩基準が組み合わさって並べられているため、どこを見ればいいのか極めてわかりにくいものになっています。これについての改善提案は後述します。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、区域や建物の規模等に対応する景観形成基準が掲載された頁が分かるよう、見出しを追加し表の記載を整理します。</p>
7		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6章では、まず冒頭で法と条例による届出勧告制の説明が必要です。その中で法を活用する届出勧告制と区独自の条例による3種類の事前協議があることも説明すべきです。後者は、95頁の04以降で説明されていますので、ここでは前者の法に基づく届出勧告制の仕組みの説明が必要です。この手続きの流れを99、100頁の図で説明しているつもりかもしれませんが、この図は事前協議の記述の後に出てくるので、これで届出勧告制の手続きを読み取れというのは不親切極まりありません。区民に幅広く関わりが生じる建築物等の建築の場合を例として、届出勧告制の仕組みと流れをわかりやすく図示して説明すべきだと思います。</li> </ul>	<p>第6章は、冒頭において法及び条例に基づく規制・誘導を包括的に記載し、届出や事前協議に関する詳細は後述する構成としています。</p> <p>「第6章 03 行為の届出」の冒頭については、ご意見を踏まえ、法令に適合しない場合の対応についての記載を追記します。</p>
8		<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、届出の実績は41頁に出っていますが、再度ここで平成5年度までの合計を記載するとともに、そのうち指導や勧告を行ったものが何件あるかも示すべきだと思います。さらに、条例で規定されている事前協議の運用実績もここで記載することにより、景観行政が現実には良好な景観形成に寄与していることをアピールできると思います。</li> </ul>	<p>「第3章 01 景観づくりの実績」について、ご意見を踏まえ、大規模建築物、公共施設の事前協議件数をそれぞれ追記します。なお、指導は窓口等にて日常的に行っているため、件数のカウントはしていません。また、勧告や変更命令等の実績はありません。</p>
9		<ul style="list-style-type: none"> <li>・01市街地特性格の目標と方針（56頁）の上から6行目「・・・、目標や方針を定めることで、その地区に即した良好な景観づくりを進めます。」とありますが、目標と方針だけでは不十分です。「・・・、本節の目標や方針とそれに対応する次節の景観形成基準を定めることで、その地区に即した良好な景観づくりを進めます。」とすべきだと思います。</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり、記載を修正します。</p>
10		<ul style="list-style-type: none"> <li>・56頁8行目の「市街地特性区域」というタイトルはわかりにくい表現です。その内容を見ると、「市街地特性に応じた地区区分とその区域」と丁寧に表現すべきではないでしょうか。</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり、記載を修正します。</p>
11		<ul style="list-style-type: none"> <li>・前述した景観形成基準と色彩基準と地区区分の対応関係をわかりやすくするため、ここで地区区分に次のような記号を付けることをお勧めします。「水とみどりの景観形成重点地区（A）」、「善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区（A1）」、「玉川上水沿い周辺地区（A2）」、「一般地域（BC）」、「住宅地系（B）」、「商業地系（C）」、「低密度住宅地（B1）」、「中低密度住宅地（B2）」、「駅周辺等の商業地（C1）」、「幹線道路の沿道（C2）」</li> </ul>	<p>No.1-6と同様</p>

意見番号	枝番	意見（全文）	区の考え方
	12	・さらに56頁の「市街地特性に応じた地区区分とその区域」中の説明文では、記述が対象区域の定義であることを明らかにするため「対象区域：河川区域及び河川境界線の両側から30m」というように各地区区分全ての説明に「対象区域：」を入れた方がよいと思います。	ご指摘のとおり、記載を修正します。
	13	・A2の対象区域の説明は「河川」ではなく「上水の中心から両側に100m」の誤りですね。B1の（）書きは「容積率100%以下の用途地域が指定された区域」、B2の（）書きは「低密度住宅地及び商業地系の対象区域を除く地域」、C1の説明は「幹線道路沿道を除く近隣商業地域が指定された区域」と丁寧に説明した方がよいと思います。C2は「幅員が概ね15m以上の幹線道路沿道」では区域の奥行きが指定されておらず定義が不十分です。「幅員が概ね15m以上の幹線道路沿道で路線型用途地域が指定された区域」を指すのでしょうか。定義は明確にすべきです。	ご指摘を踏まえ、より正しい記載に修正します。
	14	・57～68頁の地区名称には、景観形成基準等との対応性を良くするため前述のように地区名の最後に（）書きの記号を入れることをお勧めします。	No.1-6と同様
	15	なお、「方針」の項目に「景観法第8条第3項」と根拠条文を入れていますが必要でしょうか。唐突な感じがします。景観形成基準も法8条2項2号に該当するものですが、いちいち景観形成基準の記述に根拠条文を入れたりしていませんよね。	「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針」など、景観法に基づき定めているものに関しては、根拠に条文を記載しています。ご指摘を踏まえ、表記の統一性を図るため、記載を修正します。
	16	・69頁の「市街地特性区域図」は、56頁と同様に「市街地特性に応じた地区区分図」とした方がわかりやすいと思います。また凡例の並べ方も56頁に合わせ、「水とみどりの景観形成重点地区（A）」を一番上に持ってきた方がよいと思います。	ご指摘のとおり、記載を修正します。
	17	・70頁のマンセル値の説明は何故01の最後に入っているのでしょうか。さっぱりその理由がわかりません。後述するように色彩基準の説明の中の解説として活用すべきです。	当該ページは、コラムとして掲載していますので、頁位置の調整及びタイトルの記載を修正します。また、計画内のコラム頁については、その旨をわかりやすく表記します。
	18	5 第6章 02景観形成基準について ・02景観形成基準（71頁）の説明が不十分です。既に指摘したように、55頁の届出勧告制の説明を充実させる中で、景観形成基準が審査や指導の基準になるものであって、必要な場合は勧告を受ける根拠にもなるということが説明されるのであれば、ここで詳しく説明する必要はないかもしれませんが、少なくとも現状では景観形成基準がどのような意味を持つのかという説明はなされていません。どこかで加筆の必要があります。	ご指摘を踏まえ、景観形成基準の必要性についての記載を追記します。
1	19	・景観形成基準と色彩基準が入り組んで並べられているために非常にわかりにくくなっている点については、次のような方法で改善することを提案します。すなわち、記号を用いながら対象区域の区分と行為の種類、規模の整理を行ったうえで、適用される景観形成基準の整理番号を指定するとともに、そこで適用される色彩基準については別途色彩基準をまとめて分類整理したうえで、景観形成基準の色彩の記述の中で適用される色彩基準の整理番号を指定するような形にするというものです。このような方法による分類の一例「景観形成基準と色彩基準の整理例」を別添エクセルファイルで送信しますので、参考にしてください。 ・ここでは景観形成基準を建築物については<A1-A>から<C-U>まで12種類に、工作物については<X>から<Z>まで3種類に、色彩基準は<い>から<を>まで12種類に分類して、それらの組合せで具体的に適用される景観形成基準と色彩基準を一覧できるようにしています。 ・この「景観形成基準と色彩基準の整理例」のような一覧表がここに入って72頁以降の景観形成基準等のインデックスにすることができると、全体の構成と個別の基準の位置づけがわかりやすくなると思います。それは、今後の届出勧告制を円滑に運営することにも役立つものと思われまます。 ・72、74、76、78、80、82、84、87頁の景観形成基準及び90、91頁の景観形成基準に準じる色彩推奨基準には、それぞれ景観形成基準等の整理番号を入れることで上記インデックス一覧表と対照しやすくなり全体としての統一性が生まれると思います。例えば72頁はタイトルとして「景観形成基準<A1-A> 対象：善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区内の延べ面積3000㎡以上の建築物」のようにします。以下、「景観形成基準<A1-I> 対象：善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区内の高さ10m以上または延べ面積500㎡以上3000㎡未満の建築物」「景観形成基準<A1-U> 対象：善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区内の高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満の建築物」・・・「景観形成基準<BC-A> 対象：一般地域の住宅地系及び商業地系地区内の延べ面積3000㎡以上の建築物」「景観形成基準<BC-I> 対象：一般地域の住宅地系及び商業地系地区内の高さ10m以上または延べ面積500㎡以上3000㎡未満の建築物」「色彩推奨基準<B-U> 対象：一般地域の住宅地系地区内の高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満の建築物」「色彩推奨基準<C-U> 対象：一般地域の住宅地系地区内の高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満の建築物」のようになります。（なお<B-U><C-U>は景観形成基準ではないということなので、ここでは色彩推奨基準と仮に命名しています。） ・その後につけて、工作物など建築物の建築等以外の行為に対するものとして「景観形成基準<X> 対象：全地域の工作物で高さ10m以上のもの、高さ2m以上10m未満の擁壁及び河川等を横断する橋梁」「景観形成基準<Y> 対象：開発行為で水とみどりの景観形成重点地区内の開発区域の面積500㎡以上のもの又は一般地域内の開発区域の面積1000㎡以上のもの」「景観形成基準<Z> 対象：一般地域内で造成面積1000㎡以上の土地の開墾、土石の堆積等」のように表示するとわかりやすいと思います。	No.1-6と同様
	20	・なお、87頁上から6行目のタイトル「工作物の建築等」は「工作物の建設等」の間違いですね。さらに、開発行為の景観形成基準の対象が「開発区域の面積1000㎡以上」となっていますが、94頁を見ると「開発区域の面積が、水とみどりの景観形成重点地区では500㎡以上、一般地域では1000㎡以上のもの」となっています。こちらが正しいのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、「工作物の建築等」については誤記を修正します。なお、「開発区域の面積1,000㎡以上」については、当該ページが一般地域の景観形成基準を示していますので、誤記ではありません。
	21	・工作物の建設等の景観形成基準で、「『建築物等の色彩基準』に定める基準に適合したものとする」としていますが、これだけではどの「建築物等の色彩基準」を使うのかわかりません。前記「景観形成基準と色彩基準の整理例」一覧表では、工作物の建設される地区区分と高さが、建築物等の色彩基準の地区区分と高さと同等となるように適用するものと推測して作成しています。これで良いのかはよくチェックしてください。  6 色彩基準の整理について ・景観形成基準の色彩に関する基準としてマンセル値を使った色彩基準を示していますが、景観形成基準と色彩基準が入り組んでいるため、大変読み取りにくくなっています。景観形成基準の中の「『建築物等の色彩基準』に定める基準に適合したものとする」という記述が繰り返して出てきますが、この『建築物等の色彩基準』は地区区分、建築物の規模によって異なる基準となっているにもかかわらず、どの基準を適用するのかということが景観形成基準の記述で指定されておらず、景観形成基準の直後の頁に記載する構成になっています。このことが、特に84頁の一般地域以降で複雑な並べ方となる原因となっており、理解しにくくなっています。 ・これを改善するためには、71頁の改善案として提案した「景観形成基準と色彩基準の整理例」の一覧表インデックス機能を活用して、マンセル値を使う色彩基準はタイトルに整理番号を入れながら、どの景観形成基準に対応するものであるかを明らかにしつつ、景観形成基準の「『建築物等の色彩基準』に定める基準に適合したものとする」という記述の中でその整理番号を明確に指定することにより、景観形成基準と色彩基準を紛れる余地なく連携させることが可能となると考えられます。具体的には、72頁の「景観形成基準<A1-A> 対象：善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区内の延べ面積3000㎡以上の建築物」の色彩の項目で「3 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準<い>」に定める基準に適合したものとする。」のようにしつつ、現在は不明確な色彩基準のタイトルを「色彩基準<い> 対象：善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区内の延べ面積3000㎡以上の建築物」というように記述すれば明確になります。 ・このような形で色彩基準のタイトルと適用対象を明確にしつつ、色彩基準をその都度景観形成基準の間に挟み込む現在の改定案の構成ではなく、第6章に独立した節「03色彩基準」を新たに起こして、統一的に整理する方がわかりやすくなると思います。	No.1-6と同じ
	22	・また、70頁のマンセル値の解説や93頁の色彩によるまちなみイメージ形成の必要性の解説も色彩基準の項目にまとめることにより、現在の改定案における何故このような記述がここに出てくるのだらうという不可解さも解消できると思われまます。	No.1-17と同様

意見番号	枝番	意見（全文）	区の考え方
1	23	・92頁の「建築物等の色彩基準」は「建築物等の色彩基準一覧」として、個別の色彩基準<い>から<を>の整理番号を「規模」の次の列に入れるとわかりやすくなると思います。	No.1-6と同様
	24	また一般地域の表示順序は商業地系と住宅地系を入れ替えて、全体の記述の一貫性を保った方が良いと思います。	ご指摘のとおり、記載を修正します。
	25	・94頁の「03行為の規制に係る届出」の内容は第6章の冒頭の届出報告制の説明の充実に統合した方が良いと思います。制度の説明はいろいろなところに断片的に出てくると全体像の理解を妨げます。	No.1-7と同様
	26	なお「行為の規制に係る届出」という表現は取締の視点が前面に出ている感じがしますが、届出報告制はせいぜい勧告までであり強制力は強くありません。また区民感覚からしても強権的な取締を感じさせる言葉は気になる部分ではないかと思ます。単に「行為の届出」で良いのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、記載を修正します。
	27	7 事前協議制度について ・景観条例で制度化された大規模建築物の建築等に係る事前協議、公共施設の整備に係る事前協議、屋外広告物の表示・掲出に係る事前相談について、これまでにどのくらい協議または相談件数があったのかという実績データを示すべきではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「第3章 01 景観づくりの実績」について、大規模建築物、公共施設の事前協議件数をそれぞれ追記します。
	28	8 資料編について ・136頁の「今ある樹木をできるだけ残します」のbefore afterの図は逆なのではないですか。左図の大きな家があったものを改築して右図の小さな家にするときに左下隅の樹木をわざわざ移植する必要はなく、新たに樹木を植えればよいだけのことです。右図から左図に変える際に既存樹木をできるだけ残すような建築計画にするというのがこの図の趣旨なのではないですか。	ご指摘のとおり、図の誤表示を修正します。
2	-	井荻駅北側は駅周辺にも関わらず、大型トラック、ミキサー車が頻繁に通りに危険です。駅に向かう人通りが多いこと、踏切待ちの人、自転車、車と重なること、駅に保育園があることもあり、早急に改善が求められるべきです。	今後のまちづくりの参考とさせていただきます。
3	1	①文言の後の「*」記号について 用語集記載の文言の注記の意味と思いますが、説明されている箇所が見つかりませんでした。つきましては、例えば、3頁の青字の章立ての説明の下部に一言説明を加えておいた方が良いでしょう。⇒例：本文中の「*」の用語は、「資料編4 用語集」（158頁から162頁）に説明させていただいております、等々。	ご指摘のとおり、用語集に関する説明の記載を追加します。
	2	②文字の鮮明化について： 少職は眼が悪いこともあり、次の部分について、もう少し文字が読みやすいようにしていただければ有難いと感じました。 ・62頁、63頁等のように背景写真を生かし、文字を重ねて記載する場合、背景色を工夫して、もう少し文字が読みやすいように変更。	ご指摘を踏まえ、より見やすくするため、背景写真の調整を行います。
	3	・69頁の「市街地特性区域図」の色合いが弱く、特に「低密度住宅地」・「中密度住宅地」の区分けが判別しにくいように思いました。全体的にもう少し色彩を鮮明にさせていただければと思います。	ご指摘を踏まえ、より見やすくするため、色合いの調整を行います。
4	-	荻窪駅周辺（南側）の観光地整備は素晴らしいと思うが、北口の現状のあり方に問題を感じている。 ・バスロータリー中央の時計が無くなって不便。杉並区のマークに変わってしまったところ。あの場所に時計があることがとても便利だったので、戻して欲しい。杉並区のマークは他でやってください。 ・バスの減便による長蛇の列ができ、往来する人にとって非常に邪魔。バスを増便するか行列の整備をお願いします。 ・駅入り口のすぐ近くで辻立ちをする政治家、募金、ピラ配り、セールが私の動線を邪魔するので横の広場スペースかルミネとタウンセブンの間のあたりでしかそういうことはできないようにしてほしい。	いただいたご意見も参考とし、庁内や関係機関との連携を図りながら、今後のまちづくりの取組を進めていきます。
5	1	方針には賛同しますが、土建利権が強いので私有地では看板倒れになると思われる。バブル崩壊後に建築確認を民間に降ろした為に建築主の意向が優先される。河川から離れた住宅地と商業地域には、せめて「色」の規制をガッチリかけることはできないか。例えば最近のハウスメーカーでは「黒」を勧めていて若い人は挙って黒い家を建てていて大弱りである。	良好な景観形成に向けては、建築物等を一律に規制するのではなく、地域の特性を踏まえるとともに、景観形成への影響の大きさなども考慮し、適切に誘導していく必要があると考えています。なお、一般地域（住宅地系・商業地系）における色彩基準が適用外となる小規模な建築物についても、窓口等において、まちなみに合う「推奨色」の使用を案内し、周囲への配慮を求めています。いただいたご意見も参考とし、今後の景観づくりの取組を進めていきます。
	2	「みどりの保全と創出を図ります」とあるが、ここでいうみどりは装飾性の高いマンションの植栽のようなものと理解して宜しいか？失礼ながら区長が生物多様性に関心がない様なので適当に緑色のものを増やせばよいという考え方になるのを懸念している。杉並は「玉川上水を壊した」という前科者ということをお忘れしないで欲しい。	みどりについては、装飾性の高い植栽だけでなく、地域に古くからある樹木や屋敷林、農地なども含みます。いただいたご意見も参考とし、今後の景観づくりの取組を進めていきます。
6	-	私の住んでいる和田地域で、毎年素晴らしいと思う景色は、蚕糸の森にある大きなイチヨウの木が黄色に色づき、もみじの赤も加わる景色で、通るたびに気持ちが良いです。杉十小学校の入口からも眺められ、新緑の時も、東高円寺駅に向かう人たちを和ませているのではと思います。桜のあとは、はなみずきが咲いたり、都会に住みながら、四季を感じる事ができる喜びを感じます。また、和田堀池の散策では、大きなアオサギが枝に留まっており、たびたび出会うので、散歩や写真家の楽しみになっています。このように、日々の日常の中に素敵な風景があることが、住み続けられる要素になると思います。杉並の地形や歴史、緑の風景を景観資源として、皆で保存して、次世代が住みたいと思える地域を残していければと思います。東高円寺駅周辺では、今、大きな屋敷が壊され、木々が伐採されたので、残念にも思います。緑の被覆率が低下している中で、是非、高層の建物ではなく、日陰をつくる木々の保全、植樹等、意識的に行っていただきたいと思っています。気候変動を抑え、暑い夏を乗り切るためにも、これ以上、緑の景観を減らすことはできません。以上、日々感じているただの意見になってしまいましたが、良い計画ができるよう、願っています。	樹木などは、季節の移り変わりや自然の恵みを感じられ、地域の良好な景観の維持・創出につながる貴重な資源です。区では、「みどりの基本計画」に基づき、引き続き、庁内の連携を図りながら、みどりの保全・創出に取り組んでいきます。なお、ご意見を踏まえ、資料編における「景観づくりの参考例」を追加します。
7	1	○川沿い以外のケースの一般住宅においては、ほとんどの規制がないように見えるので、結果としては川沿いの一部住民へのお願いにとどまる、と理解すべきなのか。罰則規定がないように見えるので、まじめに取り組むインセンティブにかけよう行政メッセージに見える。緑化推進自体には異論はないが、落ち葉の管理はかなり大変であり、いわゆるご近所トラブルに発展するので、植えた後の対策をどうするか、までをワンセットして街づくりを検討してもらいたい。	No.5-1と同様
	2	○太陽光発電設備は目立たないように配慮せよ、ということだが、一体化させると固定資産税が増加する要因になる。景観を優先するならば、減税することはできないのか（固定資産税は国税でなく、市町村扱いなので、区の取り組みとして検討できないか）。結果的に、住民のコスト負担ありきの仕組みなら、そのようにあらかじめ宣言したほうがスタンスがはっきりするのでわかりやすい。	固定資産税は、特別区（23区）においては特例で東京都が課税することとされているため、区が減税することは制度上困難です。

意見番号	枝番	意見（全文）	区の考え方
7	3	○データ容量に配慮した結果、PDFを分割して準備されたのだと思うが、不便なので、ワンファイル化したものもおいておくべきだ。また、PDFの本文が文字検索できない仕様になっており、調べるのに不向きな仕様になっている。考慮願いたい。	区公式ホームページへの掲載については、ファイルのデータ容量に制限があるため、ファイルの統合が困難となっています。なお、改定後の計画については、文字検索が可能な仕様で掲載します。
	4	○今回のパブコメにはいわゆる「やさしい版」や概略版がついていない。全部で100ページを超える資料なので、要約資料はつけてもらえないか。	今後の景観づくりの普及啓発の取組の中で、計画の内容をわかりやすく伝えるパンフレット等の作成を予定しています。
	5	○P103の右下の重点地区が誤っているように見える	ご指摘のとおり、図内の誤記を修正します。
8	-	今回始めて目を通しましたが、分かりやすい内容で驚きました。 緑の活用を積極的に推奨しており、浸透地面の確保にも多少とも言及があり、良いと感じました。 大型建物への要請については抜粋となり全てはわかりませんが、樹木も、背の高い樹木を、植えるなど、樹冠の確保に貢献するように求めたいです。 私の家のまわりも、以前は個人宅でもそれなりの規模の木がありましたが、今はその多くが切り詰められており、新しく出来る家の前の庭木は大きくならないものばかりです。 景観とともに、これからは歩ける街の維持のためにも木陰が欠かせないと思うので区内の樹冠被覆率をどう回復できるのか、をあらゆる計画を検討する際の共通の課題にしていきたいです。	No.6-1と同様
9	-	森林は、50年ほどたつと、CO2の吸収力が低下します。このころ、木を伐採して木材として活用し、苗木を植えることで森林は保持されます。我が国は、今、そのような時期を迎えています。国産木材を活用した公共木造建築物を立てることで、森林の保持と、CO2の吸収を進めることができます。森林贈与税の使用も可能です。 杉並区の公園に、木造建築物を建ててください。公園事務所や公共トイレが木造建築物になれば、来園者たちは、コンクリートの建物にはない、木造の安らぎや親しさを感じると思います。建築用木材の防火性能は、技術の向上により格段に高くなっていて、木造の高層ビルも建てられています。ぜひ、ご検討ください。	今後の個別具体の取組を進める際の参考とさせていただきます。
10	-	提案全文の前に、最低限のこととしてアクセシブルPDFをアップロードしてください。提案書の善し悪しは、アクセシブルPDFで提案された後の判断で無ければなりません。合理的配慮とその原の環境整備を以前から義務化されている自治体として、アクセシビリティが遵守されていない理由や原因を明らかにしてください。	「区民等の意見提出手続き」の実施に当たり、区公式ホームページに掲載した本計画案のPDFファイルについて、ウェブアクセシビリティが確保できておらず、ご迷惑をお掛けしました。 区公式ホームページに掲載する際、データ容量の関係でファイルの分割等を行ったことが原因と考えられますが、最大の要因は「確認不足」と言えます。 今後、同様の事案が発生することがないように細心の注意を払ってまいります。
11	-	最近町が汚れています。 雑草が伸び放題になっていて、歩きずらく、不気味です。 道がひび割れ、歩きにくいところがあります。 壁の塗装が剥がれてポロポロなところが目立ち、荒れて見えます。 落書きが多いです。 そしてゴミ出しを守れない人が増えているため、道のどこにでもゴミを捨てていて悲惨です。 先程述べた状態を放置していると、町が汚れ、治安が悪くなります。 どこかの自治体では、道が荒れているところをアプリで写真を撮って送ると、補修部隊が行ってくれるときいたことがあります。 是非杉並区でも取り入れて頂けると町が綺麗になり良いと思います。 秋葉原では殺傷事件があったことから、毎年区が美観と治安維持のため落書き消しを行っていると言いました。 現在闇バイト等物騒なことが流行っています。落書きを見ると、何かの暗号なのかとも不安になります。 このような取り組みを是非習っていただきたいと思います。 みどりの保全なども大事ですが、まずはどうか基本的なところに目を配ってください。 宜しくお願い致します。	良好な景観づくりに向けては、景観法・景観条例に基づく施策だけでなく、さまざまな視点から景観づくりに取り組む必要があると考えています。 いただいたご意見も参考とし、庁内の連携を図りながら、よりよい景観づくりを含めたまちづくりを総合的に進めていきます。 なお、本区でも令和6年7月に道路損傷等投稿アプリ（マインテレポト）を導入し、区民の方が、まちを歩いていて、道路の舗装がはがれている、公園の遊具がこわれているなど、気づいたことを投稿いただけるようになりました。
12	-	いつもより良い杉並区のためにありがとうございます。 締め切りが近く時間がないので、要件のみ手短かに失礼いたします。 未来へ向けて、緑の多いより魅力的な杉並区を区民みんなで作り上げていくのは大賛成なのですが、最近大量発生して大変困っている巨大なみどりのオウムのような鳥の区民の生活への甚大な被害についての対策も同時に考えていただきたく、何卒宜しくお願いいたします。 大きな木に大量に生息し、糞を撒き散らし、住宅設備を壊そうとしたり、本当に困っておりますが、個人レベルではどうすることもできず区のお力をお借りしたいとお願いたします。	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、全ての野生鳥獣は、勝手に捕獲したり処分することは禁じられているため、ご要望への対応は困難と考えられます。 一方、区では、生態系や生活環境等への被害を及ぼすおそれがある有害鳥獣に対しては、東京都と連携して、巣の撤去や捕獲用の箱わなの貸出し等の対策を講じています。 今後も東京都と緊密な連携の下、計画的な防除対策を進めていきます。